

厚生労働省発表
平成18年6月1日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 土屋 喜久
調査官 深田 聡
課長補佐 矢田 玲湖
電話 03-5253-1111(内5837, 5854)
03-3595-1173(直通)

民間機関によるジョブコーチの養成がスタートします！

～障害者の職場適応を支援するジョブコーチの養成研修を指定～

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援については、障害者の就職及び職場定着に効果的な支援策として広く活用され、高い成果を上げており、障害者の就業意欲が高まる中で、そのニーズは増大している。

このような状況に対応するため、改正障害者雇用促進法により「職場適応援助者助成金（ジョブコーチ助成金）」を創設し（昨年10月）、福祉施設や事業所がジョブコーチを配置して支援を行うことを助成するとともに、ノウハウを有する民間機関を活用してジョブコーチの養成を進めることとし、今般、下記の民間機関が行う養成研修を厚生労働大臣が定める研修として指定し、本日告示した。

厚生労働省としては、従来から実施している独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構による養成研修に加え、一定の基準を満たす民間機関による養成研修の指定を通じて、質の高いジョブコーチの養成を促進し、支援ニーズの増加に対応することとしている。

- * 「ジョブコーチ」とは、障害者が働く職場に出向いて、作業効率やコミュニケーション等の課題を改善し、職場に円滑に適応するためのきめ細かな支援を行うもの。（参考3参照）
- * 「ジョブコーチ助成金」の支給を受けるには、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了したジョブコーチを配置することが必要。（参考4参照）

記

○ 今般指定した研修

研修機関の名称	所在地	実施する研修の名称
特定非営利活動法人 ジョブコーチ・ネットワーク	東京都	J C-N E Tジョブコーチ養成研修（第1号）
		J C-N E Tジョブコーチ養成研修（第2号）
特定非営利活動法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府	第1号職場適応援助者（ジョブ・メイト）養成研修
		第2号職場適応援助者（ジョブ・コンダクター）養成研修

※ 詳細は、参考1を参照。

指定した研修機関及び研修の概要

○「特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク」

研修機関	名称	特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	
	代表者	理事長 小川 浩	
	所在地	東京都三鷹市上連雀1丁目12番地17 TEL 042(339)0191	
研修の名称	第1号職場適応援助者養成研修	J C - N E T ジョブコーチ養成研修(第1号)	
	第2号職場適応援助者養成研修	J C - N E T ジョブコーチ養成研修(第2号)	
研修実施場所	東京都及び近郊の県		
研修規模	第1号職場適応援助者養成研修	年2回、40名/回(但し、平成18年8月は30名)	
	第2号職場適応援助者養成研修	年2回、20名/回(但し、平成18年8月は12名)	

○「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」

研修機関	名称	特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	
	代表者	代表理事 関 宏之	
	所在地	大阪府大阪市中央区北浜東3丁目14番地 TEL 06(6949)0350	
研修の名称	第1号職場適応援助者養成研修	第1号職場適応援助者(ジョブ・メイト)養成研修	
	第2号職場適応援助者養成研修	第2号職場適応援助者(ジョブ・コンダクター)養成研修	
研修実施場所	大阪府		
研修規模	第1号職場適応援助者養成研修	年2回、15名/回	
	第2号職場適応援助者養成研修	年2回、15名/回	

平成 18 年度におけるジョブコーチ養成研修の実施予定

1. 第 1 号職場適応援助者養成研修（福祉施設型ジョブコーチ）

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

「第 1 号職場適応援助者養成研修」

	研修時期	定員	場 所
第 1 回	平成 18 年 4 月 17 日～4 月 21 日（終了）	各回	千葉県千葉市
第 2 回	平成 18 年 6 月 26 日～6 月 30 日	40 名程度 (予定)	〃
第 3 回	平成 18 年 10 月 23 日～10 月 27 日		〃
第 4 回	平成 19 年 2 月 19 日～2 月 23 日		〃
※ 上記の障害者職業総合センターでの研修（本部研修・5 日間）のほか、全国の地域障害者職業センターでの研修（地域研修・4 日間程度）と合わせて、計 9 日間の研修を実施。 ※ 受講は無料。ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた社会福祉法人等の職員等が対象。 ※ 定員については、地域障害者職業センターの状況に応じて定員を上回る受け入れが可能な場合もある。 ☆ http://www.jeed.or.jp/			

○ 特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク

「J C - N E T ジョブコーチ養成研修（第 1 号）」

	研修時期	定員	場 所
第 1 回	平成 18 年 8 月 27 日～9 月 1 日	30 名	東京都三鷹市
第 2 回	平成 19 年 2 月 4 日～2 月 9 日	40 名	神奈川県横浜市
※ 受講は有料。 ☆ http://www.jc-net.jp/			

○ 特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク

「第 1 号職場適応援助者（ジョブ・メイト）養成研修」

	研修時期	定員	場 所
第 1 回	平成 18 年 7 月 18 日～7 月 27 日（土日除く）	15 名	大阪市此花区ほか
第 2 回	平成 19 年 1 月 29 日～2 月 7 日（土日除く）	15 名	〃
※ 受講は有料。 ☆ http://www.workwith.or.jp/index.html			

2. 第2号職場適応援助者養成研修（事業所型ジョブコーチ）

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

「第2号職場適応援助者養成研修」

	研修時期	定員	場 所
第1回	平成18年5月15日～5月19日（終了）	各回	千葉県千葉市
第2回	平成18年9月4日～9月8日	40名程度	〃
第3回	平成19年1月22日～1月26日	（予定）	〃
※ 上記の障害者職業総合センターでの研修（本部研修・5日間）のほか、全国の地域障害者職業センターでの研修（地域研修・4日間程度）と合わせて、計9日間の研修を実施。 ※ 受講は無料。ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた事業主が雇用する労働者が対象。 ※ 定員については、地域障害者職業センターの状況に応じて定員を上回る受け入れが可能な場合もある。 ☆ http://www.jeed.or.jp/			

○ 特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク

「JC-NETジョブコーチ養成研修（第2号）」

	研修時期	定員	場 所
第1回	平成18年8月27日～9月1日	12名	東京都三鷹市
第2回	平成19年2月4日～2月9日	20名	神奈川県横浜市
※ 受講は有料。 ☆ http://www.jc-net.jp/			

○ 特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク

「第2号職場適応援助者（ジョブ・コンダクター）養成研修」

	研修時期	定員	場 所
第1回	平成18年7月18日～7月27日（土日除く）	15名	大阪市此花区ほか
第2回	平成19年1月29日～2月7日（土日除く）	15名	〃
※ 受講は有料。 ☆ http://www.workwith.or.jp/index.html			

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

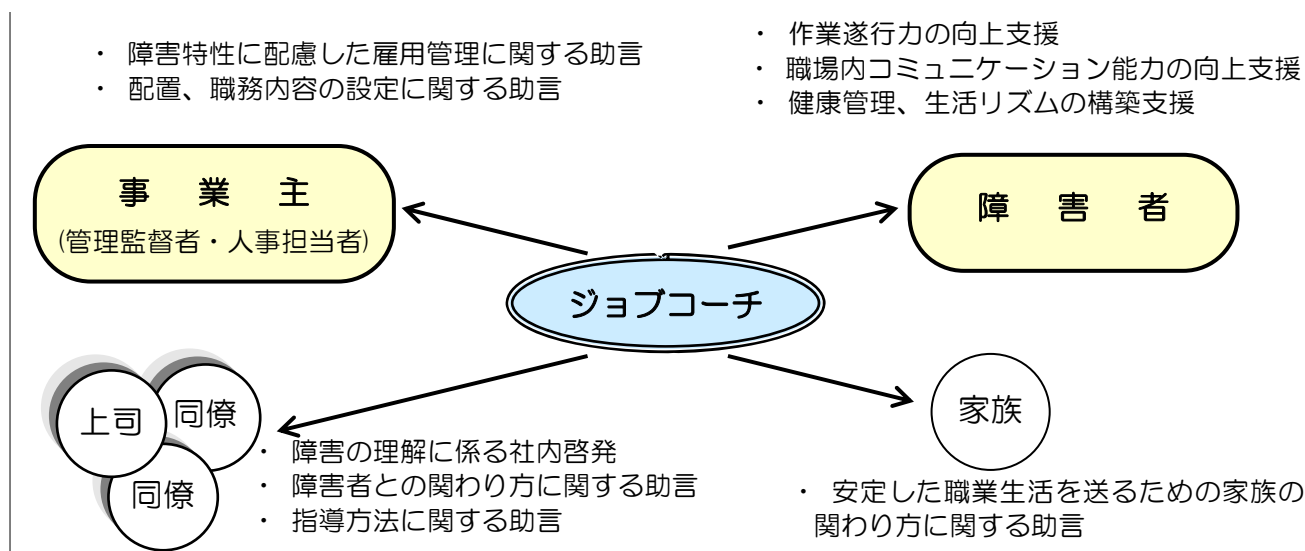
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行います。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施します。

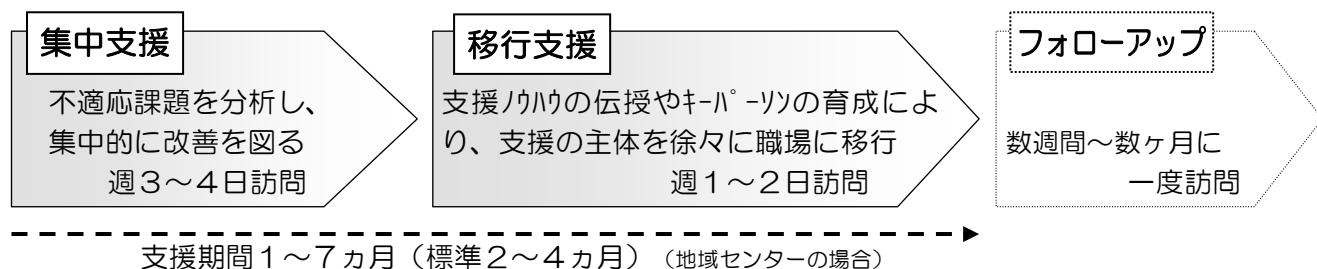
◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ



◎ ジョブコーチ配置数（平成 18 年 4 月現在）

計 7 2 6 人	地域センターのジョブコーチ	3 0 4 人
	第 1 号ジョブコーチ（福祉施設型）	4 0 7 人
	第 2 号ジョブコーチ（事業所型）	1 5 人

◎ 支援実績（平成 17 年度、地域センター）

支援対象者数 3, 0 5 0 人、職場定着率（支援終了後 6 ヶ月） 8 3. 6 %

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

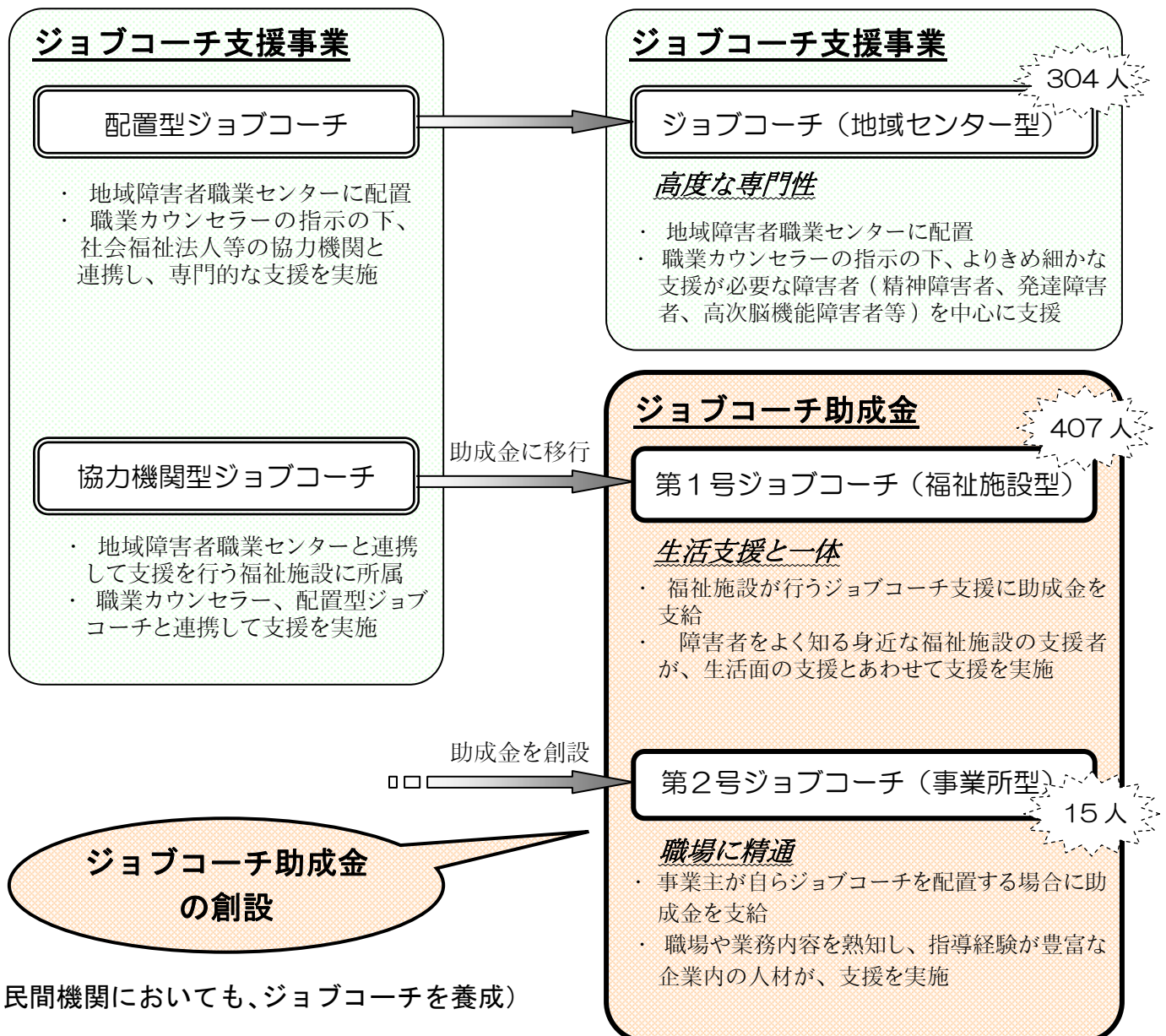
◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
 - 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
 - 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
 - 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

法改正後（17年10月～）



職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の実施状況

(1) 障害種類別の支援状況（平成17年度）

	支援開始者数
身体障害者	305人（10.0%）
知的障害者	2,263人（74.2%）
精神障害者	380人（12.5%）
その他	102人（3.3%）
計	3,050人（100.0%）

(2) 支援終了後の職場定着状況

平成16年10月～17年9月までの支援終了者3,106人の定着率 （支援終了後6ヶ月経過時点での在職者の割合）	83.6%
--	-------

(3) 事業利用者（障害者、事業主）の声

- ジョブコーチに職場環境の整備や作業マニュアルの作成等の支援を受け、作業がスムーズになった（事業主からの声）
- 長期間支援を受けることで少しずつ改善がみられたこと、具体的な手立てや手順がよく考えられていること等、センターでの支援があったからこそ社会復帰ができたと思う。（精神障害者からの声）
- 障害者と社員相互のコミュニケーションがよくなった。（事業主からの声）
- 職場における人間関係や仕事の内容について、とても不安でしたが、ジョブコーチが私と職場の人たちとのコミュニケーションの間に立っていただき、とても早く職場環境に慣れることができ、今は楽しく仕事をしています。（知的障害者からの声）
- 問題発生時に速やかに連絡が取れ、対応してもらえたことで職場として信頼感がもてた。（事業主からの声）

※ 障害者及び事業主に対するアンケート調査から

注）独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が事業として実施した支援の実績である。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（納付金関係業務）

第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。

（第一号から第四号まで 略）

四の二 身体障害者又は知的障害者に対する職場適応援助者による援助であつて、次のいずれかを行う者に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う職場適応援助者による援助の事業

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者を置くこと。

（第五号以下 略）

（第 2 項 略）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）（抄）

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二の三 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第四十九条第一項第四号の二イに規定する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（次項において「社会福祉法人等」という。）であつて、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（次号及び第三十四条において「発達障害者」という。））その他職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による援助が特に必要であると機構が認める者であつて、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに限る。）が職場に適応することを容易にするための第一号職場適応援助者による援助の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

二 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限る。）である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第二号職場適応援助者の配置を行う事業主（第二号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

2 前項第一号の第一号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項において「障害者職業総合センター」という。）及び法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次項において「地域障害者職業センター」という。）が行う第一号職場適応援助者の養成のための研修

二 第一号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

3 第一項第二号の第二号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第二号職場適応援助者の養成のための研修

二 第二号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

（第 4 項 略）